平成２２年（フ）第１２１号
富山市公文名38番地12　市営住宅３棟403号
債務者　丹羽　光一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
富山市上二杉44番地23
債務者　藏谷　順一
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７９号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目327番地緑ケ丘サンハイツ101号
債務者　竹内　利允
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４６号
千葉県松戸市高塚新田527番地の46
債務者　菅生まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９５号
千葉県柏市伊勢原１丁目３番25号
債務者　長谷部時彦
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０１号
千葉県松戸市新松戸南１丁目17番地アドミナル８号棟103号
債務者　安蒜　公晴
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０２号
千葉県松戸市久保平賀169番地の３メゾンド・ボー104号
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１６号
千葉県松戸市上本郷3221番地　倉又荘102号
債務者　橋本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３２９号
千葉県柏市向原町３番12―501号
債務者　木村　雪江
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３７号
千葉県野田市木間ヶ瀬2501番地35　サンテラス関宿105
債務者　音川　保雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３８号
千葉県野田市木間ヶ瀬2501番地35サンテラス関宿105
債務者　音川　紀子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４１号
千葉県松戸市小金448番地の20　ＶＩＣＴＯ103号
債務者　長内　一将
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４９号
千葉県松戸市五香４丁目57番地の23
債務者　福井　京子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５６号
千葉県柏市大井755番地34サンフローラ沼南Ａ―105
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５７号
千葉県柏市大井755番地34サンフローラ沼南Ａ―105
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７号
長野県千曲市大字鋳物師屋510番地１　タウンハウス美和Ｂ号
債務者　田中　晴夫
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第６８号
長野県千曲市大字鋳物師屋510番地１　タウンハウス美和Ｂ号
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所上田支部